

経済・財政再生計画について

— これまでの経過・計画の概要 —

「経済・財政再生計画」について (1) 計画のフレーム<経済財政運営と改革の基本方針2015>

- ・「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進。
- ・国、地方、民間が一体となって「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」に取り組む。
- ・計画期間の当初3年間(2016～2018年度)を「集中改革期間」と位置付け、「経済・財政一体改革」を集中的に進める。
- ・改革努力のメルクマールとして、2018年度(平成30年度)のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安とする。
- ・国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。社会保障関係費については、高齢化要因も考慮し、安倍内閣におけるこれまでの増加ペースを踏まえつつ、消費税率引上げに伴う充実を図る。各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する。
- ・地方においても、国の取組と基調を合わせて取り組む。

(2) 歳出改革の新しい考え方・アプローチ

【公的サービスの産業化】

- ◆ 民間の知恵・資金等を有効活用した、新サービス提供、公共サービスの効率化・質の向上・選択肢の多様化
- ◆ 公的ストック(社会資本、土地、情報等)の有効活用
- ◆ 行政コスト情報、施設・設備保有状況等の見える化を通じた民間サービス創出

【インセンティブ改革】

- ◆ 「頑張るものが報われる(頑張らないと損をする)仕組み」
 - 頑張った成果に応じた財政配分
 - トップランナー方式の導入
- ◆ 「国民」(健康ポイント等)、保険者(支援金加減算制度等)、病院等(診療報酬等)のそれぞれにおいて、合理的な行動を促し、健康増進や効率化と費用節約につなげる

【公共サービスのイノベーション】

- ◆ 公共サービスの徹底した見える化
- ◆ エビデンスに基づくPDCA
- ◆ 業務の簡素化・標準化

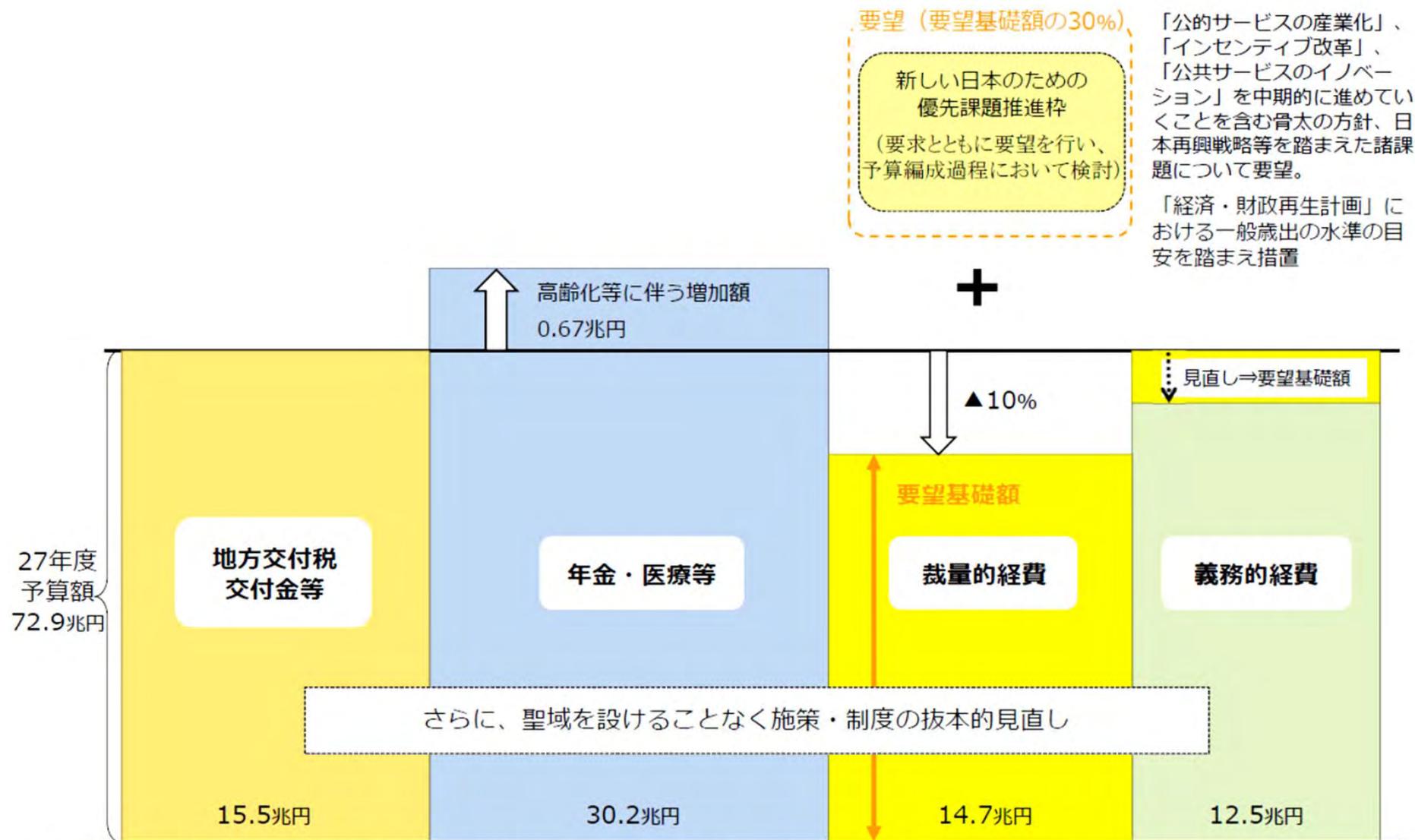
○これらの改革の優良事例を全国展開する体制整備

- ◆ 甘利大臣の下に、プラットフォーム(国・地方及び関係会議等からの参加)を設置。
- ◆ 健康生活を実現する社会保障サービス、民間の創意工夫を活かした公共サービスの創出・拡大に向けて、優良事例の選定、全国展開のためのノウハウの標準化、モデル自治体での官民連携によるBPR実施、制度的対応(予算、税制、規制)の検討等を進める。

(3) 平成28年度予算への反映 <平成28年度予算の全体像>

- ・経済財政諮問会議の下に設置する専門調査会(経済・財政一体改革推進委員会)及び財政当局、各府省の密接な連携の下、政府を挙げて骨太方針に掲げる歳出改革に取り組む。
- ・すべての分野の経費を対象とし、府省ごとに、幅広く歳出改革を進め、予算要求に反映する取り組みを促す。専門調査会で設定するKPI、改革工程等の策定と並行し、各府省では、平成28年度予算要求における歳出改革への取組及び改革効果の発現見込み(集中改革期間の各年度)を、予算編成プロセスの中で明らかにする。
- ・歳出改革の取組に合わせて予算要求が必要となる場合には、概算要求基準に基づき、期限後の要求・要望を可能にする。また、単年度のみならず複数年度での取組、関係府省間の連携が計画的に進められるようにする。
- ・頑張る府省とそうでない府省との間に差を設ける(インセンティブ措置)
- ・こうした歳出改革を通じて、ムダの排除、民間活用等を徹底することにより、公共サービスの質や水準を低下させることなく、また、新たなサービスを生み出すこと等を通じて、経済への下押し圧力を抑えつつ、歳出増加の抑制を実現する。

(4) 平成28年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



- ※1 地方交付税交付金等については「経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、参議院議員通常選挙に必要な経費の増等の特殊要因について加減算。東日本大震災復興特別会計への繰入は、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」に従って所要額を要求。
- ※2 消費税率引上げと併せ行う充実等その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、社会保障改革プログラム法28条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化・制度の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討。

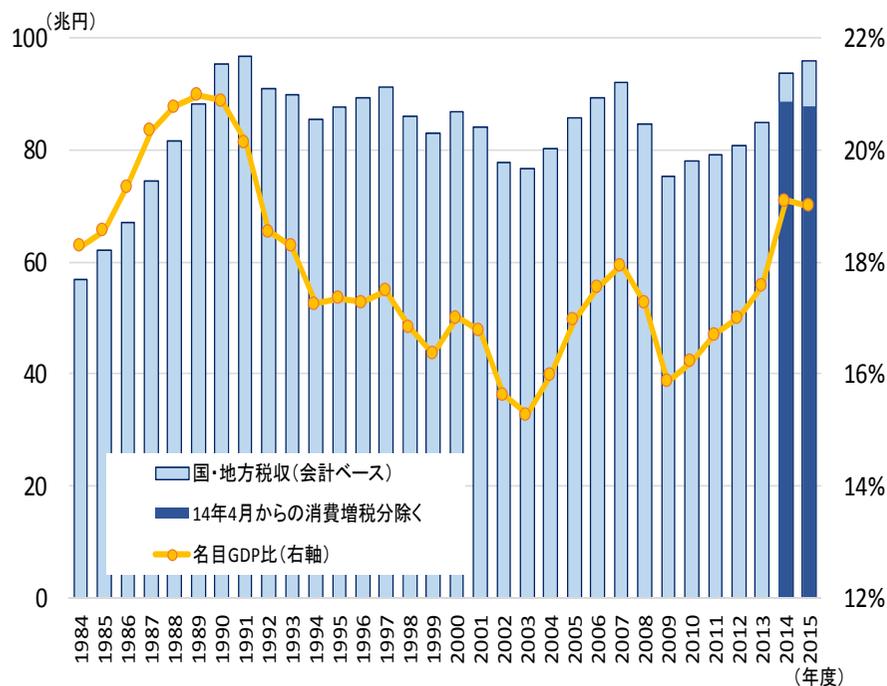


參考資料

(参考1) 現状と課題

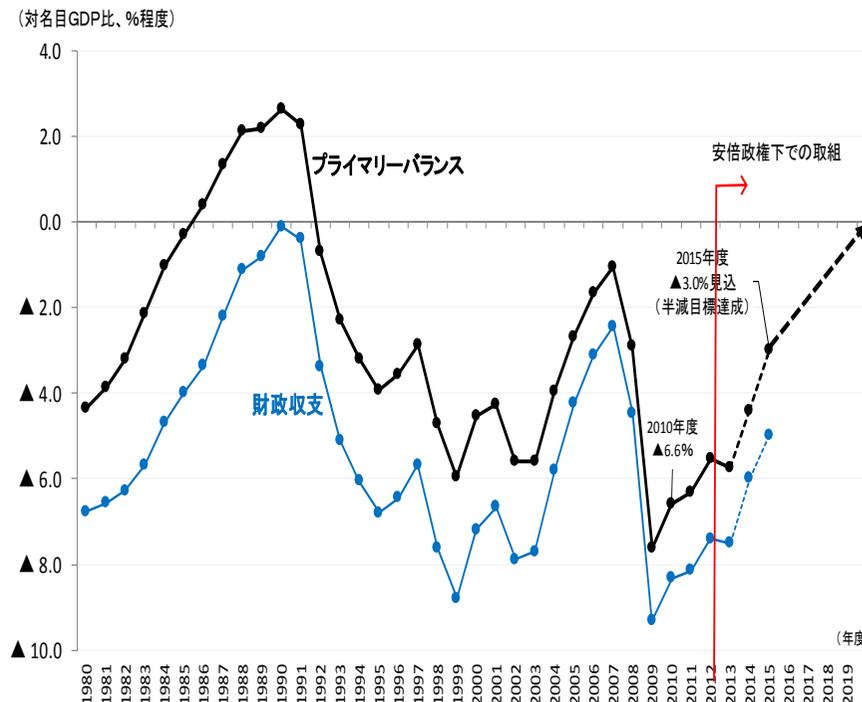
- ◆ アベノミクスの下での税収増、8%への消費増税、歳出効率化の取組等を反映して、PB赤字(対GDP比)は2015年度には5年前に比べ半減が見込まれるなど、財政状況も改善。
- ◆ 他方、人口減少・高齢化が今後一層進展することから、長期にわたり赤字が継続している我が国財政と、その大宗を占める社会保障制度への抜本的改革に着手する必要。
- ◆ また、公共サービスや公共投資が大きな比重を占める地方経済にとって公共サービスの質と生産性を高めていくことが、地方創生、地域経済の活性化のために不可欠。

図表1 国・地方の税収



(備考)内閣府「国民経済計算」、財務省「財務統計」、総務省「地方財政統計年報」により作成。
 ・国の一般会計税収と地方普通会計税収(地方税と地方譲与税の合計)の合計およびその名目GDP比。2013年度以降は内閣府中長期試算(2015年7月)の計数表により、2014年度は補正予算、2015年度は当初予算による。

図表2 財政収支の推移



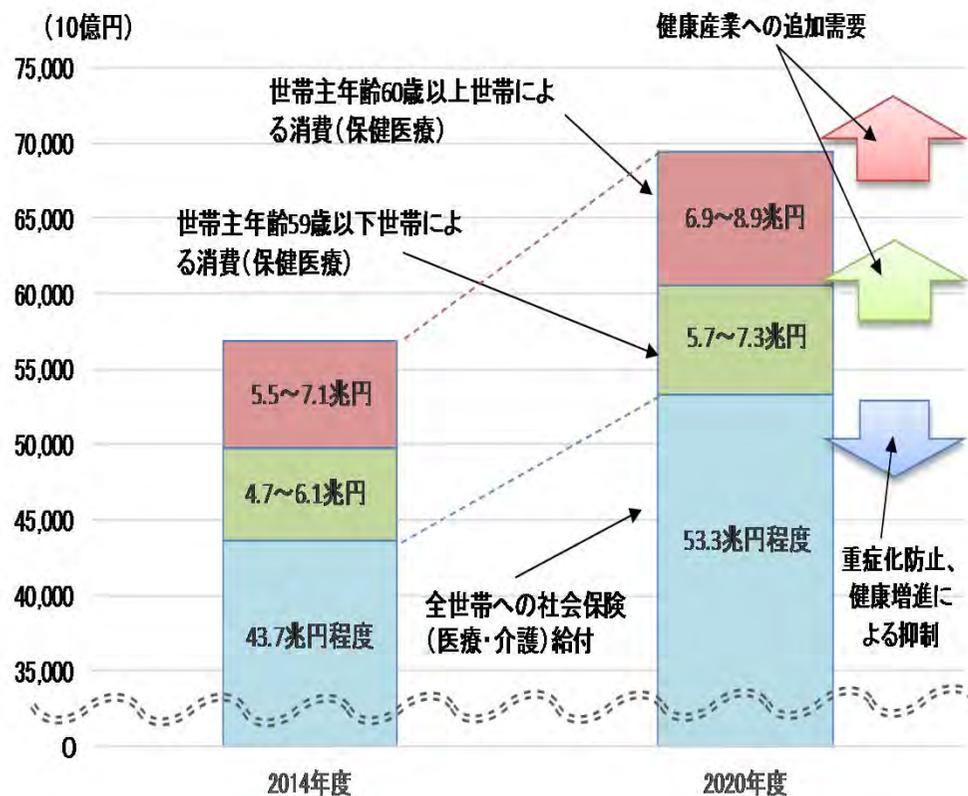
(備考)内閣府「国民経済計算」(1980年度から2000年度は平成12年基準、2001年度以降は平成17年基準)、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2015年7月22日)の経済再生ケース(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)より作成

(参考2) 歳出改革に関するこれまでの議論：社会保障(公的サービスの産業化)

平成27年5月26日
経済財政諮問会議
有識者議員提出資料

平成27年6月10日
経済財政諮問会議
有識者議員提出資料

図表1 公的及び私的な社会保障サービス
需要見込み(試算)



図表2 医療・介護周辺サービスの概要



(備考) 左図は、総務省「家計調査」、社会保障人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」、「国民経済計算」により推計。2014年の世帯主年齢別消費支出に同年の世帯数を掛け、水準をSNAの家計消費に一致するよう補正。その結果を用いて、消費総額を2020年度までの名目成長率(内閣府試算)、世帯数は人口問題研究所推計で延伸。

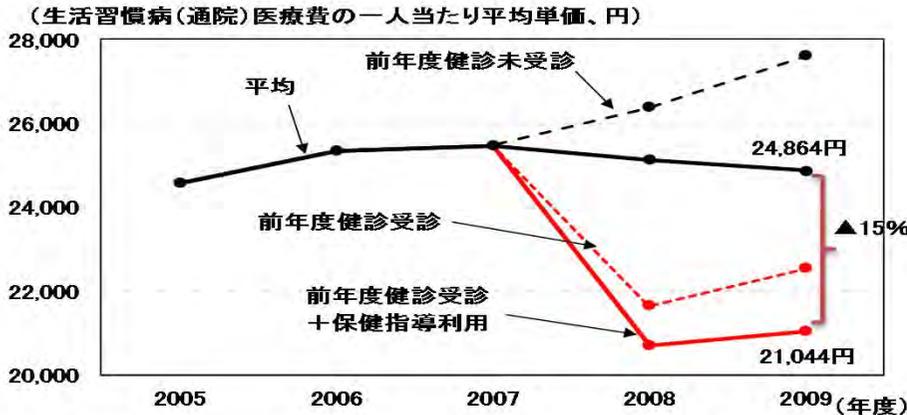
・右図は「四国の医療介護周辺産業を考える会」ホームページより転載

(参考4) 歳出改革に関するこれまでの議論：社会保障(インセンティブ改革②)

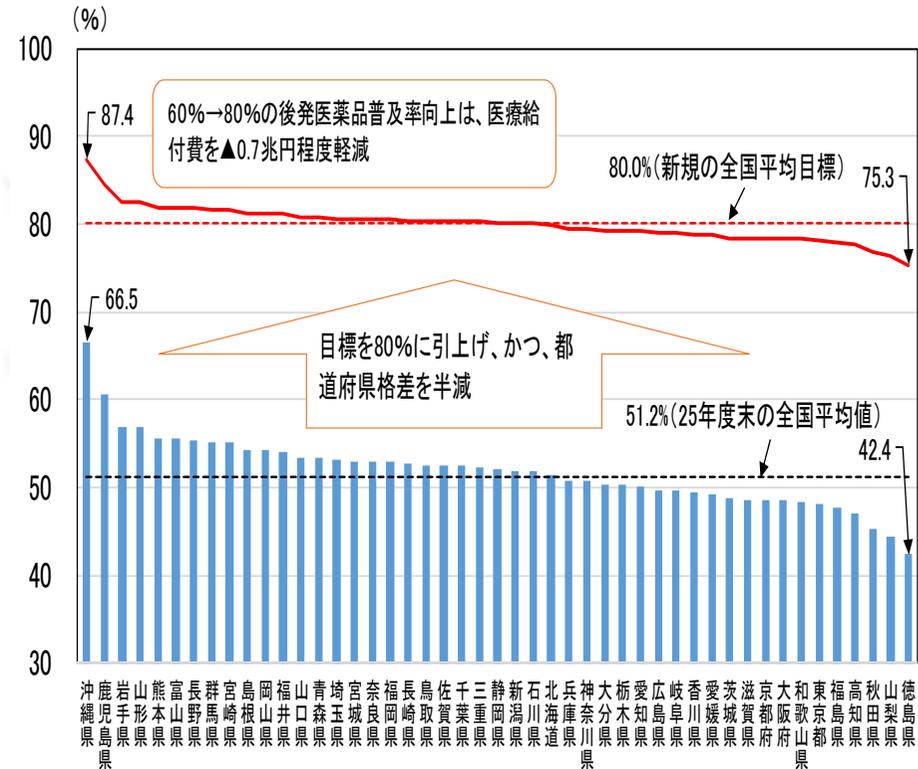
平成27年5月26日
経済財政諮問会議
有識者議員提出資料

平成27年6月10日
経済財政諮問会議
有識者議員提出資料

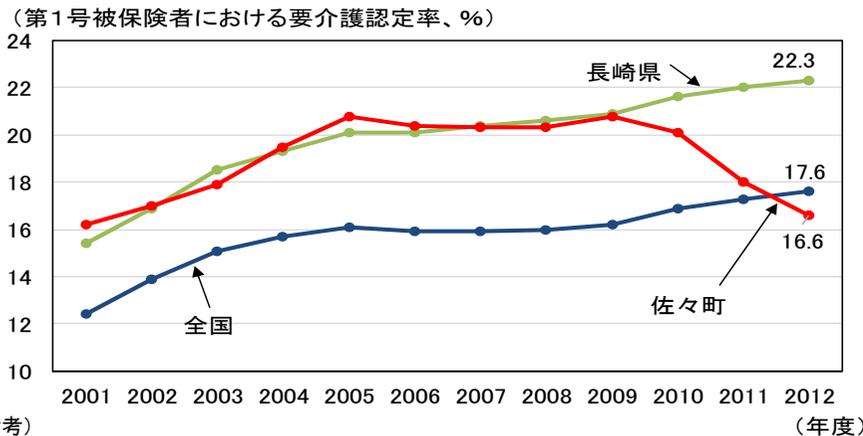
図表1 予防の生活習慣病医療費への効果(尼崎市)



図表3 後発薬品の都道府県別普及率と引上げ効果



図表2 予防の要介護認定率への効果(佐々町)



(備考)

- 図表1及び図表2は厚生労働省資料により作成。
- 図表1の効果額は、生活習慣病(循環器系疾患、糖尿病)の医療費・薬剤料の2020年度見込み(10兆円)×▲15%=▲1.5(保険料▲0.95、公費▲0.58)兆円。自己負担減は▲0.28兆円。
- 図表2の効果額は、2020年度時点に見込まれる要介護1・2の認定率が20%減、3~5が10%減となった場合で▲1.8兆円。保険料、公費はそれぞれ▲0.9兆円。自己負担は1割として、▲0.2兆円

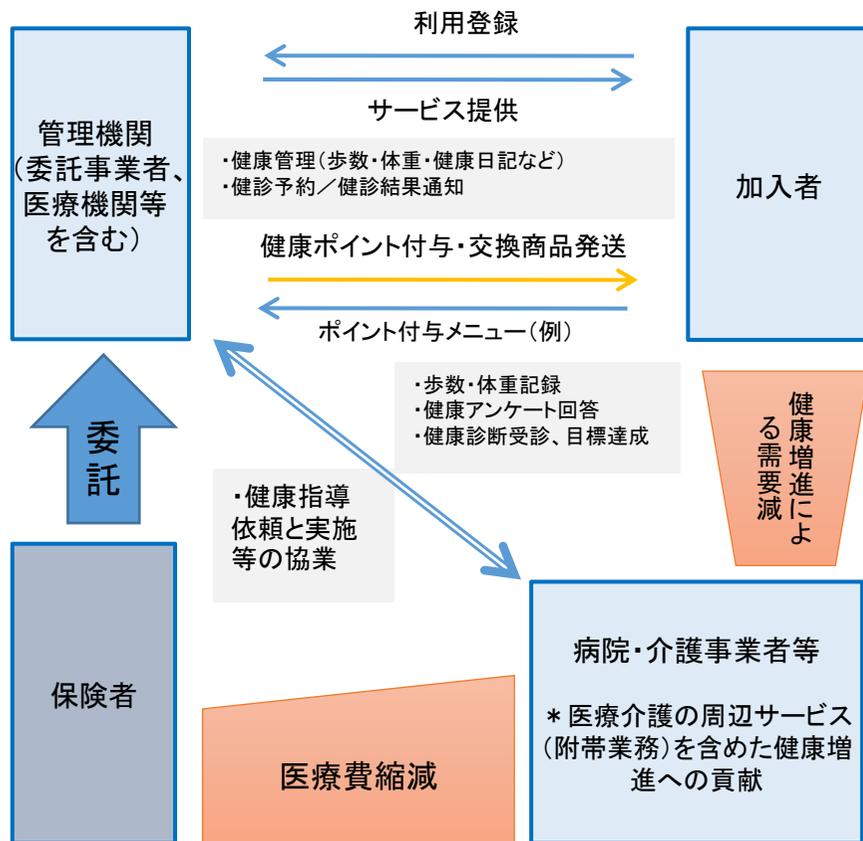
(備考)

- 厚生労働省「調剤医療費(電算処理分)の動向～平成25年度版～」により作成。
- 赤線及び同破線は、平均が80%に改善し、かつ、格差が半減するよう、全体が動く仮定で算定。メリット額は、現在から100%及び60%達成時の医療費削減額がそれぞれ1.7兆円、0.4兆円であること(財務省資料(平成26年10月8日))から、60%から80%への20%ポイント分の医療費削減額を0.7兆円と求めた。内訳は、保険料▲0.4兆円、公費▲0.25兆円。自己負担は▲0.12兆円程度。分割比率は厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～平成24年度の医療費等の状況～」による。

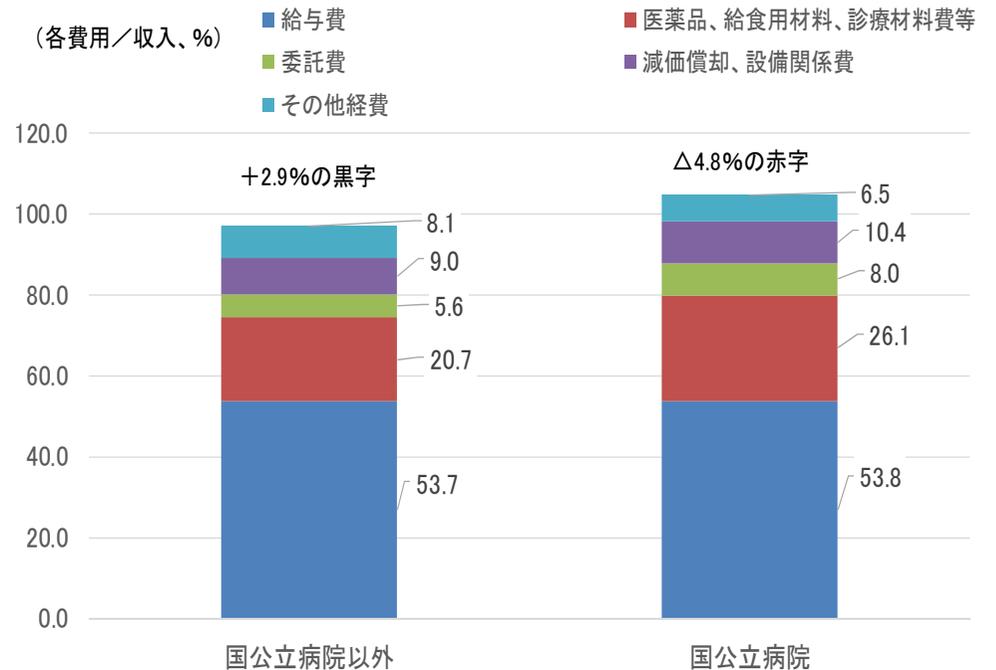
(参考5) 歳出改革に関するこれまでの議論：社会保障（インセンティブ改革③）

平成27年5月26日
 経済財政諮問会議
 有識者議員提出資料

図表1 健康ポイント制度と自助努力、医療費抑制の関係



図表2 国公立病院の利益率(2012年度)



(備考) 厚生労働省「第19回医療経済実態調査(平成25年実施)」により作成。

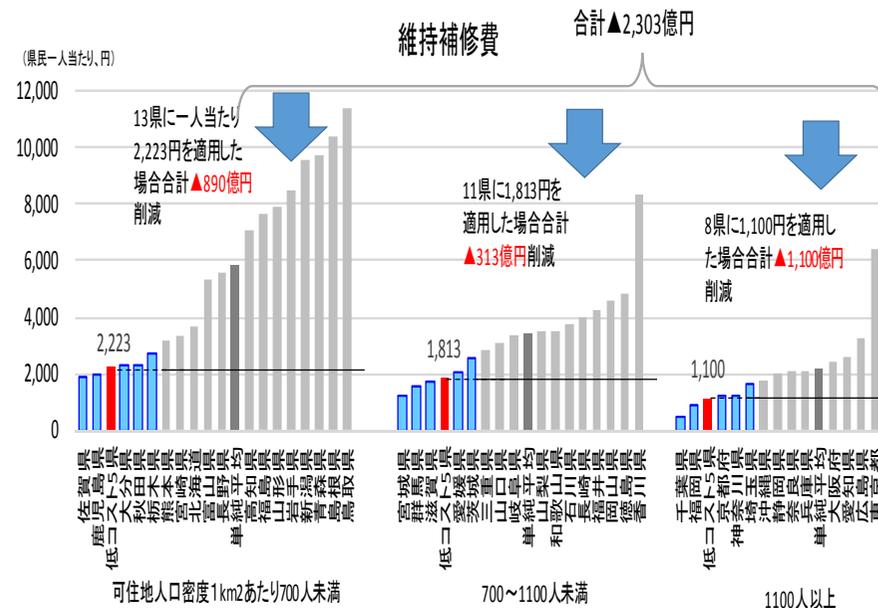
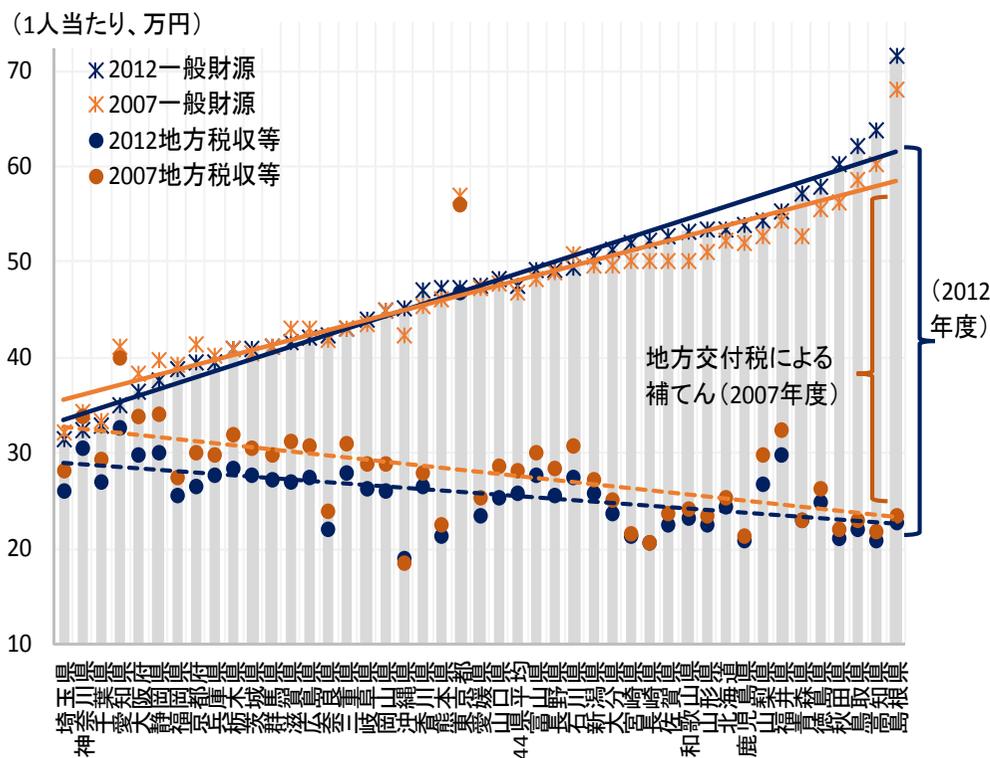
(参考6)歳出改革に関するこれまでの議論：地方行財政分野～トップランナー方式導入～

平成27年5月19日
経済財政諮問会議
有識者議員提出資料

平成27年4月16日
経済財政諮問会議
有識者議員提出資料

図表1 一人当たり一般財源額と地方交付税額

図表2 トップランナー方式のイメージ
～低コスト団体を交付税算定の基準に～



(備考)総務省地域別統計データベースより作成。税收、交付税額ともに、都道府県分と所在都道府県別市町村分の合計を県民一人当たりで計算(決算ベース)。地方交付税は普通交付税と特別交付税の合計。「地方税收等」は地方税收と地方譲与税の合計。東北被災3県を除く。

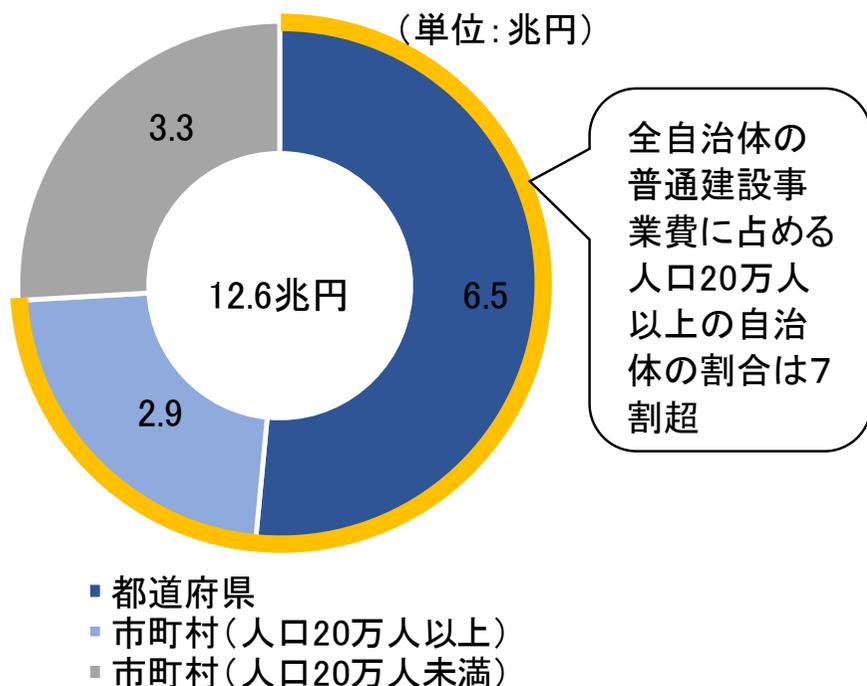
(備考)総務省「地方財政状況調査」を基にした統計局データより作成。2012年度の状況。
 ・県民一人当たり行政経費について、各グループ内の低コスト5県(トップランナー)の平均コストを、グループ内他県に当てはめた場合に削減される額の合計を赤字表示。
 ・維持補修費は総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費等。
 ・同様に計算すれば、人件費は合計▲11,496億円、物件費は合計▲5,711億円、扶助費は合計▲3,299億円。

(参考7)歳出改革に関するこれまでの議論：社会資本整備分野～PPP/PFIの優先検討～

平成27年5月19日
経済財政諮問会議
有識者議員提出資料

平成27年5月19日
経済財政諮問会議
有識者議員提出資料

図表1 自治体の普通建設事業費(人口別)



(備考)総務省地域別統計データベースにより作成。
・都道府県の人口は2013年度、普通建設事業費は2012年度。市町村の人口は2010年度、普通建設事業費は2011年度のデータ。市町村(人口20万人以上)は131団体。
・公的固定資本形成に占める地方政府の割合は約54%(2013年度)。

図表2 PPP/PFI推進に当たっての隘路
～自治体におけるPPP/PFIに係るノウハウや必要性の欠如、事務負担等が課題～

○PPP/PFIを推進していない若しくはしない理由(複数回答)

| | |
|------------|-----|
| ノウハウなし | 58% |
| 必要性を感じていない | 36% |
| 地元受注減少 | 14% |
| その他 | 19% |
| 分からない | 6% |

○PPP/PFIを実施して判明した課題(複数回答)

| | |
|--------------|-----|
| 公共側の事務負担が大きい | 47% |
| 事業化までに時間がかかる | 46% |
| 定量的・定性的効果なし | 6% |
| 地元理解が得られず | 3% |
| その他 | 34% |

(備考)1. 国土交通省(2013)「地方公共団体における官民連携推進に係る隘路の解決に向けた検討業務」より引用。
2. 1,789の地方公共団体を対象にアンケート調査を実施(2013年10月)。

(参考8) 歳出改革に関するこれまでの議論：分野横断的な取組

平成27年6月1日
経済財政諮問会議
有識者議員提出資料

平成27年3月11日
経済財政諮問会議
有識者議員提出資料

図表1 基礎的な公共データの公表例

データ情報のPDFによる開示や、年度ごと、都道府県市町村ごとの別ファイルでの掲載など、現状では、行政コスト等について予算・決算ベースでの横断的・時系列分析を行うことが困難

平成27年度 地方税に関する参考計数資料

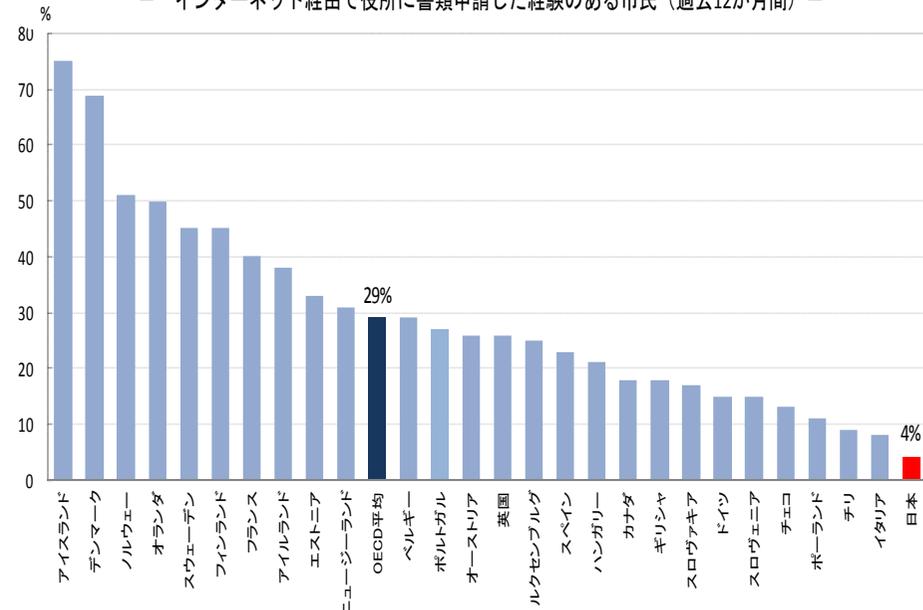
| 目次 | 地方税 | | 徴収総額 | | 区分 | |
|----------------------------|---------|------------------|-----------|--------|---------|----|
| | 税 額 B | 税負担率に対する割合B/C(%) | 税 額 C | 年 度 | | |
| 全体版(4.3MB) | 801 百万円 | 35.3 | 1,704 百万円 | 平成27年度 | 8 | |
| 目次 | 557 | 35.7 | 1,559 | | | |
| 1 地方税及び地方譲与税収入見込額(平成27年度) | 5,439 | (7,587) | 30.5 | (43.9) | 17,287 | 32 |
| 2 税制改正による事項別増減収見込額(平成27年度) | 6,109 | (9,027) | 30.8 | (45.5) | 19,823 | 34 |
| 3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移 | 7,442 | (10,914) | 29.2 | (42.9) | 25,452 | 35 |
| 4 国税及び地方税の累年比較 | 9,095 | (13,537) | 29.9 | (43.2) | 31,334 | 37 |
| 5 国(一般会計)と地方(普通会計)の歳出規模の比較 | 10,567 | (15,780) | 30.7 | (45.7) | 34,484 | 37 |
| 6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較 | 12,129 | (18,292) | 30.8 | (46.4) | 39,435 | 38 |
| 7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較 | 13,996 | (20,942) | 30.7 | (45.9) | 45,388 | 39 |
| 8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合 | 15,494 | (23,196) | 32.1 | (49.0) | 48,219 | 40 |
| 9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移 | 17,888 | (26,576) | 32.6 | (49.9) | 54,316 | 41 |
| 10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移 | 21,495 | (32,027) | 32.6 | (49.0) | 65,441 | 42 |
| | 25,801 | (37,682) | 32.7 | (47.7) | 79,021 | 43 |
| | 30,892 | (46,568) | 32.4 | (48.8) | 95,434 | 44 |
| | 37,507 | (56,691) | 32.5 | (49.2) | 115,239 | 45 |
| | 42,338 | (63,414) | 33.4 | (50.0) | 126,784 | 46 |
| | 50,044 | (75,788) | 32.5 | (49.2) | 154,021 | 47 |
| | 64,913 | (99,149) | 31.6 | (46.3) | 203,369 | 48 |
| | | | | | 228,919 | 49 |
| | | | | | 226,591 | 50 |

PDFは、分析に活用できる
ファイル形式ではない

時系列データもPDF掲載。
分析するには、各年度のデータを
ユーザーが打ち込む必要

図表2 行政のIT化

インターネット経由で役所に書類申請した経験のある市民(過去12か月間)



(備考) OECD “Government at a Glance 2013” 図9.6より作成。
 ・OECD ICT Database からOECDが集計。2012年についての調査(カナダ2009年)。27か国の状況。
 ・中央政府や地方自治体の区分を問わず、役所に対して、何らかの申請書類を、過去12か月の間にインターネット経由で提出した経験がある個人の割合。